

地方財政の充実・強化を求める意見書

本年5月30日に発表された財政制度等審議会報告では、地方財政は給与費や単独事業費等で削減が可能とし、地方財政計画の歳出項目等の適正化を速やかに行い、2015年度地方財政計画に反映させる必要があるとしています。さらに歳出特別枠に関しても地方税収等の増収を理由に解消すべきとしています。

しかし、人口減少対策、子育て、医療、介護などの社会保障、産業振興、中小企業対策、環境対策等々、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積り、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

さらに、地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を経た上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 法人実効税率の見直しについては、恒久的な代替財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域遍在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。
- 4 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を維持すること。
- 5 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから、通常の交付税枠で対応するとともに、現行水準を確保すること。

- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
- 7 地方交付税の行革努力と地域経済の活性化を指標とした算定に当たっては、これまでの人件費削減等の行革努力の実態やインフラ(社会資本)整備水準の格差など、地域実情を十分に踏まえた算定方式となるよう見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月10日

島根県議会

保育施策の充実を求める意見書

わが国の少子高齢化の進行は、人口減少時代に突入するなど厳しい状況にあり、少子化対策は、社会の存立基盤に大きな影響を与える重要な課題となっている。

本県の保育現場では、労働条件の厳しさや給与水準の低さから人材確保が困難な状況が続いており、保育の質の向上や人材確保を図るためにも、これらの課題解決に向けた対策の強化が必要な状況にある。

このような中、1人1人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されようとしているが、制度の円滑な実施に必要と見込まれる財源の目処が立っていない状況にある。

新制度における「量的拡充」と「質の改善」は車の両輪であり、「量的拡充」を支える保育人材を確保するためにも、処遇改善や職員配置の改善などの「質の改善」は重要である。「質の改善」を含めた充実した子ども・子育て支援が可能となるよう、十分な財源が確保されるべきである。

「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」を推進するため、保育施策の充実がより一層図られるよう要望する。

記

1 民間保育所運営費について

保育の質の向上を図り、保育の地域格差を生じさせないためにも、民間保育所運営費については、国庫負担の一般財源化、またその方向性について強く反対する。

2 保育の質の向上並びに人材確保について

新制度のもとにおいても、現行の最低基準による制度を堅持しつつ、更に保育の質の向上につながるよう職員配置の充実並びに処遇改善を要望する。

- (1)主任保育士、事務職員の専任配置並びに保育所での食育活動や乳幼児のアレルギーへのきめ細かい対応のための栄養士の配置
- (2)職員の処遇改善のための費用の運営費への積算と恒常的な支弁
- (3)保育の質の向上のための財源の確保

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月10日

島根県議会

森林整備加速化・林業再生基金事業の継続を求める意見書

森林は国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止などの多面的機能を有し、国民生活に欠かせない大きな役割を担っている。

戦後に造林した人工林が本格的な利用期を迎え、この森林資源を利用し、林業の成長産業化を進めることは、雇用の促進や定住促進に効果が期待できる。

また、林業の成長産業化を進めることにより、地域の豊富な森林資源の循環利用による森林の適切な維持・管理を図ることが重要である。

林業の成長産業化の実現には、路網整備や高性能林業機械などの木材生産体制をはじめ、製材所などの木材加工体制の構築など供給側の対策と住宅や公共建築物等への利用、木質バイオマスの電力や熱への利用などの木材利用推進のための需要側の対策を並行して推進することが必要である。

本県においては、森林整備加速化・林業再生基金事業の実施により、高性能林業機械の導入、製材所やチップ工場の新設、合板工場の設備強化、木質バイオマス発電所などがこれまでにない規模と速度で整備されるとともに、木材生産量の増加や県産材需給量の増加などの効果が現れているところである。

こうした状況の中で、本事業が平成26年度末に終了すると、林業・木材産業の成長の機会を逸するばかりか、疲弊している地域経済に多大な影響を与えかねず、引き続き川上から川下までの一体的な対策を強力に推進することが必要である。

このようなことから、下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 一体的な対策を継続的に取り組むことのできる森林整備加速化・林業再生 基金事業を延長・拡充し、林業・木材産業の総合的な振興策を講じること。
- 2 地方がアイデアを活かし、数年間にわたって主体的、弾力的かつ機動的に 取り組めるよう対策に必要な財源を基金として措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月1日

島根県議会

地方の社会資本整備の促進を求める意見書

政府においては、日本の人口減少問題に初めて国として本格的に取り組む方針を示された。人口減少に歯止めをかけるためには、国土政策として、人口減少の進んだ地方の創生を図るため、地方の定住基盤の整備や、地域間ネットワークの構築、防災・減災対策、インフラの老朽化対策等を計画的に進める必要がある。

島根県においては、全国に先行する形で人口減少と高齢化が進行しており、これに歯止めをかけ、定住化を促進することが大きな課題となっている。

中山間地域や離島など条件不利地域が多い当県においては、特に、県民の安全・安心な生活と、地域の経済活動の維持や産業振興を図るうえで基本的な社会資本である、高速道路や幹線道路、下水道、河川、砂防施設などの整備が急務である。

しかし、県民が待望する県内を東西に結ぶ山陰道は未だ全線開通を見ず、また、大橋川改修などの治水対策なども早期整備が求められている。

よって、国として、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指すなかで、地方の切実な現状と地方の役割・重要性を十分認識し、平成27年度予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 整備の遅れている山陰道については、国土のミッシングリンク解消のためにも、一日も早い事業化と全線完成を図ること。
- 3 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等については、道路の整備や防災対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月10日

島根県議会

「竹島の日」の閣議決定と「竹島の日」式典の開催を求める意見書

竹島は、歴史的にも、国際法上も、島根県に属する我が国固有の領土であります。これまで60年近くにわたり韓国に不法占拠され、今日に至っております。

言うまでもなく、領土問題は国家間の問題であり、竹島問題は日韓両国の外交努力によって、平和的に解決すべきものであります。しかしながら、韓国は、日本政府からの国際司法裁判所提訴への提案も受け入れず、国際法にそって歴史的事実などに基づく解決を図ろうとする姿勢が全く見えません。こうした韓国側の態度は、極めて遺憾であり、断じて容認することができません。

竹島問題の解決のためには、政府が毅然とした外交交渉を行われることはもとより、竹島問題への正しい理解を国民全体へ広げて行く努力が極めて重要であると考えます。

島根県議会では、平成17年3月、議員提案によって「竹島の日を定める条例」を制定し、毎年2月2日には記念式典を開催するなど、県民一丸となって、竹島の領土権の早期確立を目指した運動と、竹島問題についての国民世論の喚起を図ってきたところであります。

政府におかれましては、竹島問題の早期解決のために、「竹島の日」の閣議決定と「竹島の日」式典の開催を速やかに実現されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年10月10日

島根県議会

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語であり、聴覚障がい者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

国は同条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定め、同法第22条では国及び地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等が義務付けられている。

これらの理念や制度が、実際の生活に生かされるようにするためには、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民が理解し、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学び、自由に手話を使い、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境の整備に向け、法整備を行い、具体的な施策を全国で展開していくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、「手話言語法(仮称)」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年10月10日

島根県議会